

「長期収載品の選定療養」について

選定療養は、患者の快適性や利便性に関する療養、医療機関や医療行為の選択に関する療養を指します。具体的には、同じ成分で同じ効能効果を持つ後発医薬品がある場合、高額な長期収載品（先発医薬品）を選択する患者さんには、その価格差の一部を特別料金（選定療養）として実費で支払ってもらう仕組みです。**※公費負担患者も対象となります。選定療養は、2024 年 10 月から長期収載品も対象になります。**

1. 一部自己負担の割合

長期収載品を希望した場合、価格差の一部を患者さんが負担します。この割合は、選定療養の対象となる**長期収載品の薬価から後発医薬品の薬価を控除して得た価格の四分の一です**。選定療養費は、保険給付ではないため**消費税が課税**されます。

2. 対象となる長期収載品

選定療養の対象となる長期収載品は、後発医薬品が上市后 5 年以上経過したものまたは置換率が 50% 以上となったものです。

3.長期収載品を使用しても選定療養の対象にならない場合

- ① 選定療養の対象外の長期収載品の場合
- ② 医師が処方箋上に変更不可としている場合
- ③ 後発品が供給困難等の理由により調剤できない場合
- ④ 薬剤師の観点から長期収載品のほうが望ましい場合